

令和3年度
年度更新事務に係る
補足資料

(労働保険事務組合用)

※必ずお読みください。

具体的な申告書の記載方法等については、5月下旬に送付予定の申告書類に同封の冊子「労働保険年度更新申告書の書き方」をご覧ください。

広島労働局総務部労働保険徴収課

令和3年度 年度更新のポイント

1. 主な変更点・留意点等

(1) 各種提出書類にかかる押印省略について

労働保険にかかる提出書類について事業主及び事務組合の押印が省略されました。例外的に押印が必要なケースは次の二つです。

- ①事務組合が口座引き落としを行う場合の口座振替納付書送付依頼書（新規、変更、解除）（各様式「口振様式第1号、2号、3号」）における「金融機関への届出印」。
- ②委託事業場が総コンにより口座引き落としを行う場合の様式である「預金口座振替依頼書」（組機様式第12号（甲）、（乙））における「金融機関への届出印」。

なお、様式については押印欄のある旧様式を使用して差し支えありません。

(2) 労災保険率及び労務費率

令和3年度の変更はありません。

31業種（水力発電施設、ずい道当新設事業）にかかる平成30年4月1日以降に開始した工事について、労務費率及び保険率に誤りがありました。この業種について還付が必要となる場合はご連絡ください。また、この訂正に伴い徴収不足が発生する場合でも、あらたな徴収は行いません。

	訂 正 前	訂 正 後
労務費率	19	18
労災保険率	62	64

また、令和3年度以降については、労務費率は「19%」、労災保険率は「62/1000」のまま変更はありません。

(3) 元請工事のない「一括有期事業報告書」及び「一括有期事業総括表」の提出省略

例年、提出する事務組合がありますが、元請工事がない場合、「一括有期事業報告書」及び「一括有期事業総括表」の提出は不要です。

(4) 雇用保険料率

令和3年度の変更はありません。

高齢労働者にかかる保険料の免除措置が、令和2年度の概算保険料から廃止されていますので、高齢労働者も含めた申告、納付が必要となります。

(5) 一括有期事業における事務手続きの留意点

一括有期事業について、事業主の事務負担軽減のために以下の事務手続きが不要になっています。

一括有期事業の地域要件の廃止

平成31年4月1日以降に開始した一括有期事業については、地域要件がなくなっています。したがって、平成31年4月1日以降に開始した工事で、令和3年3月31までに終了した工事については地域に関わらず一括して申告をしてください。

(6) 委託事業主の地域要件の廃止

委託できる事業主の範囲は広島県の隣接県に限られていましたが、令和2年4月1日以降に事務組合に委託した場合の地域要件はなくなっています。

(7) 継続一括の認可を受けた事業場の委託解除に伴う処理について

継続一括の認可を受けた事業場（親事業）が委託解除となる場合、これまでは委託解除届のほか継続一括の取消申請書を提出することとしていましたが、この取り扱いを令和3年4月1日から廃止します。

(8) 年度途中で個別から委託となる場合の取り扱い

これまでは年度途中で個別から委託となる場合、その年度末までは個別の労働保険番号を使用して確定精算することとし、第一種特別加入を希望する場合には特別加入保険料だけを労働保険事務組合で申告・納付することとしていましたが、委託日が令和3年4月1日以降の処理については次のとおり取り扱いを変更します。

ア 委託に伴い第一種特別加入を希望しない場合は、従来どおり年度末まで個別の労働保険番号を使用して確定精算し、事務組合は翌年度の概算保険料から申告・納付する。

イ 委託に伴い第一種特別加入を希望する場合は、委託年月日の前日で個別の労働保険番号を確定精算し、委託年月日以降の概算保険料については特別加入分、一般保険料分とも事務組合で申告納付する。

2. 申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付について

(1) 提出書類

- ① 申告書
- ② 労働保険料及び一般拠出金の「申告書内訳」

- ③ 総コン利用組合のみ「**申告書内訳総括表**」
- ④ 電子化した申告書内訳を提出する場合「**電子媒体（DVDまたはCD）**」
- ⑤ 末尾5の一括有期の場合は、「**一括有期事業報告書**」と「**一括有期事業総括表**」
(令和2年度中に終了した元請工事がない場合、提出の必要はありません。)
- ⑥ 特別加入者関係で、令和2年度中途に新規加入や脱退により月割計算の対象者がいる場合には、「**特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳**」

(2) 提出期限・提出先

- ① 提出期限：令和3年7月12日（月）厳守
- ② 提出先：広島労働局総務部労働保険徴収課
- ③ 申告受理会：7月9日(金)
広島合同庁舎1号館附属棟2階（詳細は別途通知）

(3) 法定納期（令和3年度）

法定納期	確定不足、 一般拠出金 第1期	第2期	第3期
口座振替を利用 しない場合の納 期限	7月12日(月)	11月15日(月)	2月14日(月)
口座振替納付日	9月6日(月)		

4 年度更新業務の流れ

(1) 手書き・自コン組合

- ① 「算定基礎賃金等の報告、一括有期事業報告書、一括有期事業総括表」の配布
- ② 上記書類の回収
- ③ 申告書内訳、申告書等の作成
- ④ 申告書内訳、申告書等の労働局への提出

(2) 総コン組合

- ① 「算定基礎賃金等の報告、一括有期事業報告書、一括有期事業総括表」の配布
- ② 上記書類の回収
- ③ 賃金データ連絡票の作成及び労保連への提出
- ④ 申告書内訳、申告書内訳総括表を労保連から受理
- ⑤ 申告書の作成
- ⑥ 申告書、申告書内訳総括表、申告書内訳等の労働局への提出

国の口座振替納付制度

1 口座振替納付制度とは

納付者である事務組合とその預金口座のある金融機関（口座振替取扱金融機関に限る）との口座振替に関する契約に基づき、国から金融機関に送付される納付書に従って、金融機関が振替納付日に当該納付書に記載された保険料を事務組合が指定した預金口座から引落とし、国庫へ振り替えることによって、労働保険料を納付するものです。

この制度を利用することにより、事務組合は金融機関に直接出向くことなく、労働保険料の納付を確実に控え、事務負担の軽減にもつながります。

2 口座振替の対象となる労働保険料

概算保険料、確定保険料の不足額及び一般拠出金

※ 概算減額修正に伴う一般拠出金、確定修正保険料、追加徴収保険料、追徴金、延滞金等は対象外

3 滞納事業場が発生した場合

滞納事業場が発生した場合は保険料専用口座の残額が振替予定額に達していたとしても、口座振替日の前日までに、契約金融機関に対して滞納が発生している基幹番号の振替を停止し、振替不能の依頼を行った上、滞納額を除いた金額を納付書により納付してください。この場合、滞納が発生した末尾（メリット事業場の場合は当該メリット事業場）にかかる口座振替のみを停止してください。

また、滞納事業場が発生した場合は「労働保険料等滞納事業場報告書」を提出してください。

労働保険料等滞納事業場報告書、督促状況報告書、労働保険料等 納入事業場報告書の記入要領

1 労働保険料等滞納事業場報告書

(提出期限：法定納期経過後 14 日以内の指定された期限)

- (1) 基幹番号の末尾ごとに作成
- (2) 報告年月、徴定年度、提出年月日の「元号」については令和「9」を使用して記入。
- (3) 報告年月は法定納期を記入
 - ① 1期分：令和3年7月12日又は9月6日
 - ② 2期分：令和3年11月15日
 - ③ 3期分：令和4年2月14日
- (4) 徴定年度は「9-02」（令和2年度の確定不足であっても同じ）
- (5) 徴定区分は次のとおり
 - ① 令和2年度確定不足分：「62」
 - ② 令和3年度一般拠出金：「72」
 - ③ 令和3年度概算1期分：「21」
 - ④ 令和3年度概算2期分：「22」
 - ⑤ 令和3年度概算3期分：「23」

2 督促状況報告（提出期限：翌月10日）

滞納事業場への督促状況を記入し、毎月労働局へ提出してください。

3 労働保険料等納入事業場報告書（提出期限：翌月10日）

- (1) 滞納事業場の保険料を国へ納付した際に、納付のあった月毎にまとめ労働局へ提出
- (2) 他の記入要領は労働保険料等滞納事業場報告書と同様

*納入事業場報告書と滞納事業場報告書の様式が似ていることから、誤って記載されるケースが散見されます。記入の際は十分ご注意ください。

一括有期事業総括表の特別加入者欄の記入要領

1 手書き・自コン組合

特別加入者の氏名	2年度の 給付基礎 日額	適用 月 数	区 分	3年度の 給付基礎 日額	
広島 市郎	20,000		継	20,000	確定 12 か月、日額変更なし
基町 太郎	20,000		変	18,000	確定 12 か月、日額を変更する
牛田 四郎	6,000	12	脱		確定 12 か月、3年3月脱退
立町 次郎	16,000	6	継	16,000	2年10月から加入
広島 健太	8,000	5	脱		2年8月中に脱退
白島 三郎			新	10,000	3年4月から新規加入

2 総コン組合

特別加入者の氏名	2年度の 給付基礎 日額	適用月 数		3年度の 給付基礎 日額	
		確 定	概 算		
広島 市郎	20,000			20,000	確定 12 か月、日額変更なし
基町 太郎	20,000			18,000	確定 12 か月、日額を変更する
牛田 四郎	6,000	12	0		確定 12 か月、3年3月脱退
立町 次郎	16,000	6	12	16,000	2年10月から加入
広島 健太	8,000	5	0		2年8月中に脱退
白島 三郎			12	10,000	3年4月から新規加入

3 賃金総額の計算方法

広島 市郎	20,000 円 × 365 日 = 7,300,000 円
基町 太郎	20,000 円 × 365 日 = 7,300,000 円

牛田 四郎	$6,000 \text{ 円} \times 365 \text{ 日} = 2,190,000 \text{ 円}$
立町 次郎	$16,000 \text{ 円} \times 365 \text{ 日} = 5,840,000 \text{ 円}$ $5,840,000 \text{ 円} \div 12 = 486,666.666 \text{ (1 円未満切上げ)}$ $486,667 \text{ 円 (1 か月分)} \times 6 \text{ か月} = 2,920,002 \text{ 円}$
広島 健太	$8,000 \text{ 円} \times 365 \text{ 日} = 2,920,000 \text{ 円}$ $2,920,000 \text{ 円} \div 12 = 243,333.333 \text{ (1 円未満切上げ)}$ $243,334 \text{ 円 (1 か月分)} \times 5 \text{ か月} = 1,216,670 \text{ 円}$
白島 三郎	確定に係る賃金総額 = 0 円
合 計	20,926,672 円

※別添の「特別加入保険料算定基礎額表(月割早見表)」をご確認ください。

中小事業主等特別加入（第1種特別加入）

1 特別加入期間の算定

(1) 新たに特別加入者となった者の取扱い

①特別加入申請書（以下「申請書」という）により承認された場合
原則、申請書の受付翌日から「加入」となり、算定期間は「申請書の受付翌日の属する月から」から起算します。

申請書の「特別加入を希望する日」欄に記載された日付により承認された場合は、算定期間は「特別加入を希望する日の属する月から」から起算します。

②特別加入に関する変更届（以下「変更届」という）により承認された場合

原則、変更届の受付翌日から「加入」となり、算定期間は「変更届受付の翌日の属する月から」から起算します。

変更届の「変更決定を希望する日」欄に記載された日付により承認された場合は、算定期間は「変更決定を希望する日の属する月から」から起算します。

変更届の「異動年月日」欄の日がちが受付日より先日付となっている場合、算定期間は「異動年月日」の属する月から起算します。

(2) 特別加入者に該当しなくなった者の取扱い

①特別加入脱退申請書（以下「脱退申請書」という）により承認された場合

脱退申請書による脱退は、大きく分けて当然脱退と任意脱退に分けられます。

当然脱退（特別加入の加入要件に該当しないもの）と認められる脱退理由により脱退される場合、算定期間は「脱退申請書の『申請の理由（脱退の理由）』欄に記載された日ちの属する月まで」となります。

任意脱退（実態では特別加入の加入要件に該当するが、希望により脱退するもの）の場合、算定期間は「脱退の承認日の属する月まで」となります。

脱退申請書の「脱退を希望する日」欄に記載された日付により承認された場合は、算定期間は「脱退を希望する日の属する月まで」となります。

②特別加入に関する変更届（以下「変更届」という）により承認された場合

原則、変更届の異動年月日をもって「脱退」となり、算定期間は「変更

届の異動年月日の属する月まで」となります。

変更届の「変更決定を希望する日」欄に記載された日付により承認された場合は、算定期間は「変更決定を希望する日の属する月まで」となります。

③委託解除の場合

委託解除日をもって特別加入を脱退する場合において、委託解除届と脱退申請書が必要となっていました。平成31年3月1日以降委託解除分については脱退申請書の提出が不要となりました。

なお、委託解除以外の場合（退職、死亡等）は脱退申請書が必要となります。

2 特別加入保険料の算定基礎額の特例

特別加入保険料の月割については、年度途中で加入・脱退した場合、加入期間（加入月数）に応じた月割計算ができることとなっています。

月割計算した場合は「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」（別紙様式第2号）を作成し、提出してください。

作成にあたっては次のことに注意してください。

- ① 枝番号ごとに小計を算出すること
- ② 様式は年度更新時のみ作成し、提出すること

月割の特別加入保険料算定基礎額の計算方法

給付基礎日額×365÷12＝1ヶ月分の保険料算定基礎額

（1円未満の端数が生じる時は、これを1円に切り上げます。）

1ヶ月分の保険料算定基礎額×加入月額＝特例による算定基礎額

（その月数に1ヶ月未満の端数がある時は、これを1ヶ月とします。）

（例）

給付基礎日額 3,500円

加入、脱退	加入承認	2年5月15日	} 11ヶ月
	脱退承認	3年3月7日	

11ヶ月分の保険料算定基礎額

＝(3,500円×365日÷12ヶ月(端数切り上げ))×11ヶ月

＝106,459×11

＝1,171,049円

*別添の「特別加入保険料算定基礎額表(月割早見表)」も参照してください。

3 給付基礎日額

すでに決定された給付基礎日額の変更を希望する場合、給付基礎日額変更申請書を提出するか、年度更新の「申告書内訳」にその旨を記載するか、のいずれかにより、概算保険料からの変更申請を行うことができます。

受付期間 ①日額変更申請書：前年度3月2日～3月31日、6月1日～7月12日

②申告書内訳：6月1日～7月12日

給付基礎日額変更申請書には、事務組合名等を記載する欄がありませんが、申請書余白に事務組合の記名をお願いいたします。

特別加入者の給付基礎日額の申請にあたっては、特別加入者の所得水準に見合った額で申請するようにしてください。

なお、給付基礎日額が変更できるのは、先ほどのいずれかの時期のみとなります。年度途中で変更することはできません。

4 特別加入の継続委託

特別加入の継続委託とは、特別加入をしたまま、ある事務組合から、別の事務組合へ日にちを空けずに委託替えをすることをいいます。この場合、**旧事務組合の委託解除の手続きが速やかに行われないと新事務組合の手続きが行えませんので、ご注意ください。**

(1) 提出する書類

新事務組合は「保険関係成立届・事務処理委託届」とあわせて、旧事務組合の「委託解除通知書」の写しを添付して提出してください。

委託解除通知書(写)が添付されない場合は、「継続委託」はできませんので、特別加入申請書を提出してください。

なお、合併組合は委託届の提出を省略できることになっているので、委託解除通知書の提出は不要です。

(2) 継続委託をする前に注意すべきこと

継続委託する場合、新事務組合は委託事業主から「特別加入が承認されたことがわかるもの」(特別加入承認通知書、特別加入申請書、特別加入に関する変更届等)の写しを提出させることにより、従前の承認内容等について確認する必要があります。

委託事業主が承認内容を承知していないときは、新事務組合は委託事業主に対して旧事務組合から関係書類の写しを入手させる等により承認内容を確認する必要があります。

したがって、特別加入承認通知書等が届きましたら、委託事業主に交付することはもちろん、労働保険事務組合もその写しを保管しておいてください。

5 特別加入に関するその他の注意事項

- (1) 確定保険料を算出する時点で、使用労働者がゼロになり特別加入者のみになった場合、労災給付ができなくなる可能性がありますので、概算から脱退の処理を行ってください。
- (2) 特別加入は包括加入が原則です。複数の特別加入者がいる場合、特別加入者の死亡、退職等以外の理由での一部の特別加入者の脱退はできません。
- (3) 特別加入申請書、特別加入に関する変更届、特別加入脱退申請書の先出し申請については、承認を希望する日の30日前から受理できることと定められています。30日より前に提出されても受理はできませんのでご注意ください。
- (4) 特別加入の変更届の「特別加入者の異動」欄を記入する際には、「氏名」欄の余白に特別加入者でなくなった理由を記入してください。
- (5) 特別加入に関する変更届・特別加入脱退申請書を提出する際には、裏面下段に事務組合の名称・電話番号の記入をお願いします。

労働保険料還付請求書の記入要領

1 年度更新時に還付請求書が必要な場合

- (1) 一つの末尾において、令和2年度の確定保険料と申告済概算保険料を比較して、申告済概算保険料の方が多い場合は、令和3年度の概算保険料に充当するが、充当してもなお申告済概算保険料が余る場合
→ 他の末尾や一般拠出金に充当も可能ですが、原則、還付となります。
- (2) 令和2年度メリット事業場で令和3年度から非メリットとなる事業場において、令和2年度の確定保険料と申告済概算保険料を比較して、申告済概算保険料の方が多い場合（過納となった場合）
→ 当該事業場の令和3年度の概算保険料を申告する末尾（母体）に充当となります。
- (3) 合併により、廃止となる労働保険番号において、令和2年度の申告済概算保険料が確定保険料よりも多い場合（過納となった場合）
→ 統合先の労働保険番号に充当となります。

2 記入要領

- (1) 末尾ごとに記入すること。
- (2) ①欄は還付金を振り込む口座（事務組合の口座に限る）を記入すること。
ただし、充当により還付金の振込みがない場合は、記入する必要はありません。
- (3) ②欄は充当元の保険料の額を記入し、充当額を記入した後、最終的な還付請求額を記入すること。
- (4) ③欄は充当がある場合に、充当先の労働保険番号、種別、充当額を記入すること。

3 提出時期

申告書や申告書内訳等の提出書類と一緒に広島労働局に提出すること。

特別加入保険料算定基礎額表（月割早見表）

給付基礎 日 額	保険料算 定基礎額	特例による 1/12の額	加入期間別の保険料算定基礎額											
			2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月		
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587		
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000		
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837		
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674		
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500		
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337		
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174		
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000		
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837		
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250		
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674		
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087		
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500		
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924		
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337		
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049		